

ほくでん光 スピードプラン基本工事および回線撤去工事規約

北海道電力株式会社

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、ほくでん光 スピードプラン基本工事および回線撤去工事規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。ほくでん光 スピードプランに関する基本工事または回線撤去工事（以下「当工事」といいます。）の申込みにあたっては、あらかじめ本規約、ほくでん光 スピードプラン各種サービス会員規約本則、ほくでん光 スピードプラン契約約款およびこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意していただきます。

第1条（当工事の請負）

当社は、ほくでん光 スピードプランの提供にあたり、ほくでん光 スピードプラン契約約款に記載の基本工事を請け負います。また、当社は、ほくでん光 スピードプラン契約を解除する場合で、ほくでん光 スピードプラン契約を締結したお客さま（以下「契約者」といいます。）が回線撤去工事の実施を希望するときは、ほくでん光 スピードプラン契約約款に記載の回線撤去工事を請け負います。

第2条（当工事の料金）

当工事の料金は、当工事の作業が完了した日以降に本規約等にもとづくほくでん光 スピードプランの利用料金とあわせて支払っていただきます。

第3条（契約成立）

当工事の申込者（以下「申込者」といいます。）と当社との間の当工事の請負契約は、本規約等のすべてに同意いただいたうえで、当工事の申込みをいただき、当社がこれを承諾した時点で成立いたします。

なお、代理人による当工事の申込みの場合でも、建物等の法的な所有者の意思として同様に扱うものとし、代理人は、当該所有者から本規約等の事項のすべての同意を得る義務および責任を負っていただきます。

第4条（当工事の代金の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者に対して、その理由を明示して必要と認められる当工事の代金の変更を求めることがあります。
 - ① 当工事の追加または変更があった場合
 - ② 工期（当工事の着手から当該当工事の作業終了までをいいます。）の変更があった場合
 - ③ 契約期間（当工事の請負契約の成立から当該請負契約の終了までをいいます。）内に予測することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変等によって、当工事の代金が明らかに適当ではないと認められる場合
 - ④ 中止した当工事または災害を受けた当工事を続行する場合において、当工事の代金が明らかに適当でないと認められる場合
2. 当工事の代金を変更する場合は、申込者と当社との間で協議により決定いたします。

第5条（当工事の委託）

当社は、当工事の全部または一部を当社委託先へ委託（当該委託先からの再委託を含みます。）する場合があります。また、当社は、当社委託先に対し、お客さまに関する情報を必要な範囲で開示いたしますが、第17条（個人情報の取扱い）に定める利用目的以外の目的には使用いたしません。

第6条（作業完了）

1. 当工事の作業終了後、別途当社から提示する書面または電磁的記録にもとづき、当工事の実施結果を確認いただくとともに、当該確認が完了した旨の署名をいただいた時点で作業完了といたします。なお、当工事の作業終了した場合においても、ほくでん光 スピードプランの利用ができないことがあります。
2. 当工事实施のために当社または当社委託先が申込者宅へ訪問した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、当工事の作業を行なわないことがあります。この場合も当工事の料金は支払っていただきます。
 - ① 違法行為となる作業を要求されたとき。
 - ② 申込者の責となる理由により、作業に必要な環境が整っていないとき。
 - ③ 作業中に必要な同意事項に、申込者が同意していただけないとき。
 - ④ 作業に必要な箇所に施錠等がされており、申込者により開錠できないとき。
 - ⑤ 作業に必要な情報について、申込者より開示していただけないとき。
 - ⑥ その他当工事を遂行するうえで、当社または当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があったとき。
3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責となる理由による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、別の障害が発生した場合で、申込者から申出があったときに限り、無償で修理等の対応をさせていただきます。ただし、当社の責めとならない理由による場合は、この限りではありません。

第7条（完成および検査）

1. 当社は、工事实施日の終期までに、申込者に検査を求め、申込者は、速やかにこれに応じて当社の立会いのもとに検査を行なっていただきます。なお、当社は、回線撤去工事に関して、原状回復に係る工事を行わず、回線撤去後における簡易的な補修工事を当社指定の工法で行なうことで当該回線撤去工事の作業終了といたします。
2. 検査に合格しない場合は、当社は、申込者の指定する期間内に、修補または改造のうえ、申込者に検査を求めます。

第8条（第三者の損害）

1. 当工事の実施により、第三者の生命ならびに身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えた場合または第三者との間に紛争が生じた場合は、当社はその処理解決に当たります。ただし、申込者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

2. 前項の処理解決に要した費用は当社の負担とし、工期は延長いたしません。ただし、申込者の責めとなる理由による場合は、その費用は申込者の負担とし、必要があると認めるときは、当社は工期を延長する場合があります。

第9条（履行遅滞および違約金）

申込者が当工事の代金について、支払期日を経過してなお支払われない場合、本規約等にもとづき、延滞利息を支払っていただきます。

第10条（個人情報の取扱い）

当社は、当工事の実施にあたり申込者から提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用し、または第三者に提供することがあります。

- ① 当工事の実施
- ② 申込者への各種営業情報および販促品等の提供
- ③ 工事品質向上を目的とした申込者へのアンケートの発送、回収等
- ④ 申込者からの意見、要望等への対応

第11条（免責）

当工事に関して当社が負う損害賠償責任は、申込者から申し受ける当工事の料金を上限といたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません。なお、不可抗力その他当社の責とならない理由により生じた損害については、当社は損害賠償義務を負いません。

第12条（紛争解決）

1. 当社と申込者の間の当工事の請負契約に関連して当社と申込者との間で問題が生じた場合には、当社と申込者の間で誠意をもって協議いたします。
2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

【当工事役務提供事業者】

商号：北海道電力株式会社

住所：札幌市中央区大通東1丁目2番地

代表者氏名：代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋

問合せ先：ほくでん光サポートセンター 0570-032-108

附則：本規約は2024年7月16日から実施いたします。